

4 自然と共生するまち

政策・施策の体系

政策4-1

地球環境を守るまちづくり

【政策の目標】

地球環境を保全し、市民、事業者と行政の協働により、自然環境への負荷の少ないまちをつくります。

施策4-1-1

地球環境の保全

施策4-1-2

廃棄物の資源化と適正処理

政策4-2

うるおいのあるまちづくり

【政策の目標】

安全でおいしい水と豊かな緑に恵まれた、やすらぎとうるおいのあるまちをつくります。

施策4-2-1

公園・緑地の整備

施策4-2-2

水道水の安定供給

施策4-2-3

下水道の整備

施策4-1-1 地球環境の保全

現状と課題

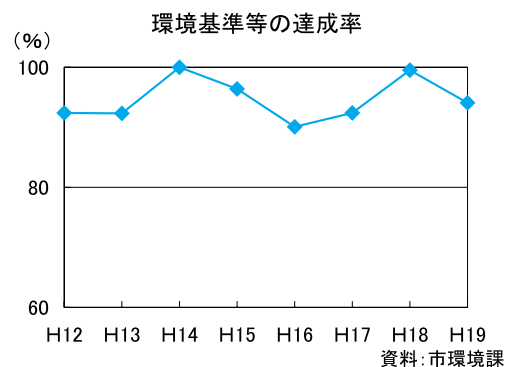
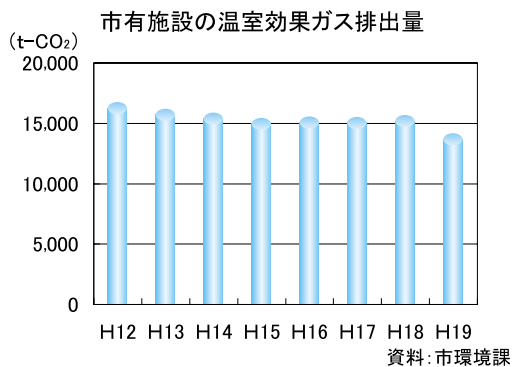
生活の利便性の向上や経済の発展に伴い、環境への負荷が増大し、地球規模の環境問題が発生しています。現在、地球温暖化*対策は国際的な課題として、各国で温室効果ガス*削減の取り組みがすすめられています。

本市は、これまでも帯広の森づくりや「帯広市環境基本条例*」の制定などを通して環境保全に取り組んできています。

地球環境の保全は、国と地域の共通課題であり、平成20年の環境モデル都市*の選定を契機として、これまでの蓄積の上に立ち、環境負荷低減の先導的な取り組みをすすめるとともに、市民の環境保全活動を一層促進する必要があります。

特に、暖房や自動車からの二酸化炭素排出量の割合が高いことから、建築物等の省エネルギー化や公共交通の利用を促進するなど、市民、事業者、行政が連携し、温室効果ガスの削減に取り組むことが大切です。

さらに、バイオマスや太陽光など地域資源を活用し、エネルギーの地産地消の取り組みや新たな産業の創出につなげていく必要もあります。



施策の目標

豊かな自然環境を保全するとともに、温室効果ガスの排出抑制などを通して環境への負荷を低減し、快適な生活環境を保全します。

主な施策の内容

(1) 環境負荷低減の取り組みの推進

●環境モデル都市行動計画に基づき、生活、運輸部門などを中心に、温室効果ガスの

排出抑制に取り組みます。

●市民、事業者、行政などが連携し、環境への負荷を低減する取り組みをすすめます。

(2) 環境学習の推進

- 市民の環境への理解を深めるため、学校などと連携し環境教育を推進するとともに、市民の環境学習を支援します。
- 環境保全に関する情報を幅広く提供し、意識啓発に取り組みます。

(3) エネルギーの有効活用

- 太陽光やバイオマスなどのエネルギーの利用を促進するとともに、道路照明や建築物などの省エネルギーの取り組みをすすめます。

(4) 自然環境の保全

- 森林や緑地、生態系などを良好な状態で維持するため、自然環境の保全に取り組むとともに、日高山脈襟裳国定公園*の国立公園化を国や北海道に要請します。

(5) 生活環境の保全

- 環境の監視・測定を行うとともに、良好な生活環境を維持するため、指導・対策に取り組みます。
- 快適な生活環境を維持するため、環境美化活動などを促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
市内から排出される二酸化炭素(CO ₂)削減量	-	24.4万t-CO ₂
環境にやさしい活動実践校数	10校(H19)	41校
二酸化窒素(NO ₂)基準値の達成率	94.1%(H19)	100.0%

(市民実感度調査項目)

「自然環境が保全され、環境への負荷を低減する取り組みが行われている」と思う市民の割合

用語解説

地球温暖化
P 8を参照。

温室効果ガス
P 8を参照。

帯広市環境基本条例
市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するため、環境の保全、創造に関する基本理念や施策の基本となる事項等について定めた条例。

環境モデル都市
P 17を参照。

日高山脈襟裳国定公園
日高山脈、広尾町から襟裳岬にかけての海岸線一帯、アポイ岳とその周辺の3つの地区で構成される自然公園。

施策4-1-2 廃棄物の資源化と適正処理

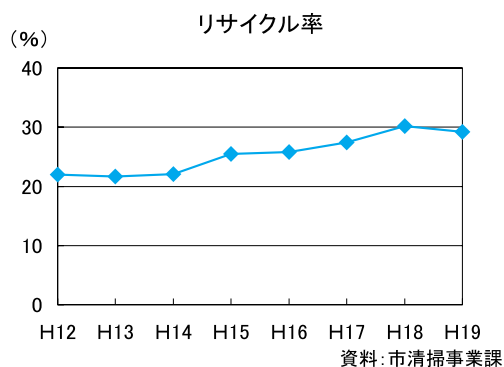
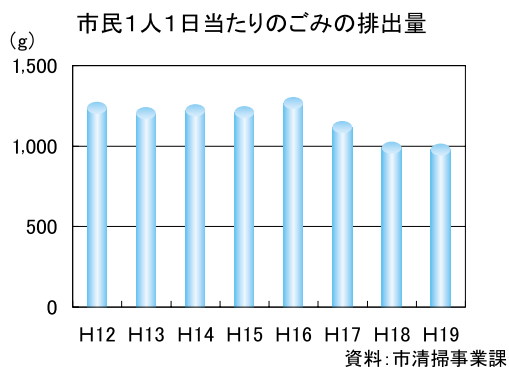
現状と課題

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や生活様式により、資源の枯渇や環境負荷の増大など、様々な問題が生じています。

国は、平成12年に「循環型社会形成推進基本法*」を制定し、資源消費の抑制や環境負荷低減など、循環型社会*の形成をめざし様々な施策を推進しています。

本市は、町内会などによる資源集団回収や「Sの日*」としてリサイクルに取り組むとともに、ごみ懇談会*などを通して、ごみ減量の啓発・指導をすすめており、ごみの排出量は減少傾向にあります。

今後も、ごみの発生を抑制するため、国や事業者等への要請活動や意識啓発に取り組むとともに、行政と市民、事業者が役割を担いながら、製品の再使用、ごみの資源化や適正処理をすすめ、持続可能な循環型の地域社会を形成する必要があります。



施策の目標

行政と市民、事業者が役割と責任に基づき、ごみの減量化や資源化、廃棄物の適正処理に取り組み、循環型の地域社会づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) ごみの発生抑制の推進

- 包装の簡素化やごみにならない製品の利用を促進するため、意識啓発や事業者への協力要請をすすめるとともに、関係団体等と連携し、ごみの発生抑制を国等に働きかけます。

(2) 再使用の促進

- 不用品の交換や修理など、製品の再使用に関する意識啓発をすすめます。

(3) 再資源化の促進

- 市民や事業者などがリサイクル活動に参加しやすい環境づくりに取り組むとともに

に、地域の自主的なリサイクル活動を促進します。

(4) ごみの適正排出の啓発・指導

- ごみの適正排出や発生抑制、資源化に関する市民や事業者の意識向上をはかるため、啓発・指導を行うとともに、関係機関と連携し、不法投棄防止の取り組みをすすめます。

(5) ごみの適正処理

- ごみの円滑な分別収集・運搬を行うほか、周辺環境に配慮しながら、関係自治体とともにごみ処理施設を整備し、適正処理に取り組みます。

- 乾電池など有害ごみの分別収集や適正処理を行います。また、産業廃棄物の適正処理の推進を国や北海道に要請します。

(6) し尿の適正処理

- し尿の円滑な収集・運搬を行うほか、関係自治体とともに、し尿処理を効率的にすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
市民1人1日当たりのごみの排出量	978g(H19)	702g
リサイクル率	29.2%(H19)	40.0%
ごみステーションの指導率	3.8% (H18-20平均)	2.0%
ごみの適正分別率	91.0% (H18-20平均)	91.8%

(市民実感度調査項目)

「ごみの減量やリサイクルなど、廃棄物の資源化や適正な処理が行われている」と思う市民の割合

用語解説

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、循環型社会の形成に関わる基本原則や施策の基本となる事項等について定めた法律。

循環型社会

環境への負担を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑制する社会。

Sの日

帯広市の資源ごみの収集日。紙製容器包装、プラスチック製容器包装、ペットボトルなど9品目を収集する。

ごみ懇談会

帯広市のごみの現状、ごみの減量・資源化などの取り組みについて市民に知らせるために開催している懇談会。町内会、PTA、各種サークルなどの団体からの申し込みに応じて開催している。

施策4-2-1 公園・緑地の整備

現状と課題

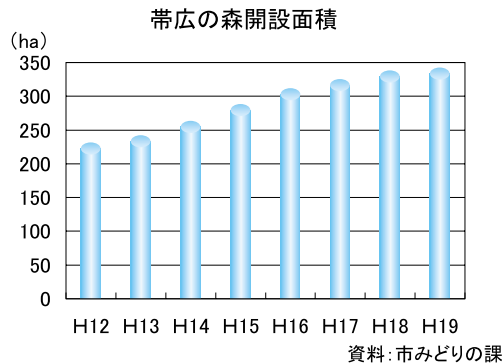
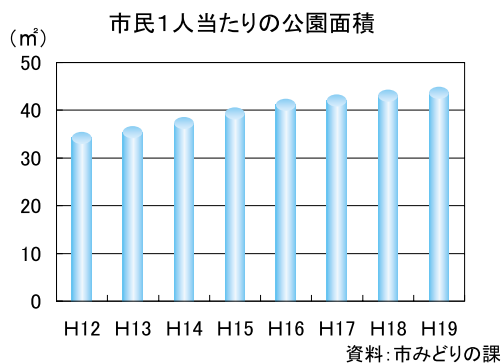
都市の緑は、豊かな都市環境を育み、市民生活にうるおいとやすらぎを与えるとともに、地球温暖化*防止の役割も果たしています。

本市は、水と緑のある都市空間を創出するため、公園・緑地などの計画的な整備をはじめ、日高山脈の自然森林地域から、農村部の耕地防風林、都市部の帯広の森や十勝川水系河川緑地へと連なる、水と緑のネットワークづくりなどをすすめてきました。

公園・緑地は、コミュニケーションやスポーツ・レクリエーションなどの場として、市民が身近に利用できる都市空間であるとともに、災害時の避難場所となる重要な施設です。

今後も、市民との協働により、身近にある公園・緑地の整備・管理や帯広の森の利活用を促進するとともに、誰もが安全で安心して利用できる環境づくりをすすめる必要があります。

また、緑の保全・育成や花のあるまちづくり、河川などにおける親水空間づくりなどに取り組む必要があります。



施策の目標

公園・緑地の整備や市民による緑化活動を支援し、市民と行政の協働により、花と緑の環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 公園・緑地の整備

- 市民との協働により、安全で利用しやすい公園・緑地づくりをすすめます。

(2) 帯広の森の利活用・整備

- 市民の環境学習や憩い・散策の場などとして、帯広の森の利活用を促進します。
- 園路等を整備し、利用しやすい環境づくりをすすめます。

(3) 公園・緑地の管理

- 公園や緑地、街路樹などの適切な管理を行うとともに、地域と連携しながら、安全で安心して公園等を利用できる環境づくりをすすめます。

(4) 花と緑の環境づくり

- 市民、事業者、行政が連携して、都市緑化や樹林地の保全、花苗の植栽などに取り組みます。

(5) 河川環境の整備

- 地域住民や関係機関等と連携し、河川環境を保全しながら、河川緑地の整備や水辺の快適な環境づくりをすすめるとともに、利活用を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
市民1人当たりの公園面積	43.7㎡(H19)	47.7㎡
歩いて行ける身近なみどりの充足率	78.3%(H19)	83.0%
帯広の森に関わるボランティア登録者数	96人(H19)	200人

(市民実感度調査項目)

「公園、街路樹などが良好に管理され、身近に緑や花に親しむことができる」と思う市民の割合

用語解説

地球温暖化

P 8を参照。

施策4-2-2 水道水の安定供給

現状と課題

水道は、市民生活や地域産業などを支える重要なライフラインです。

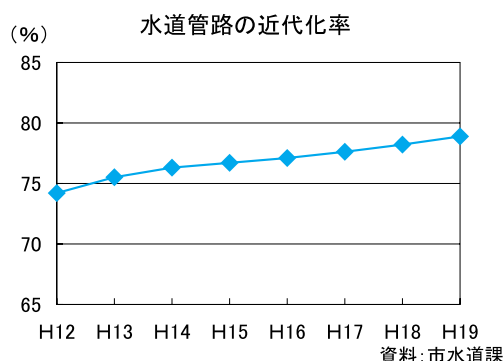
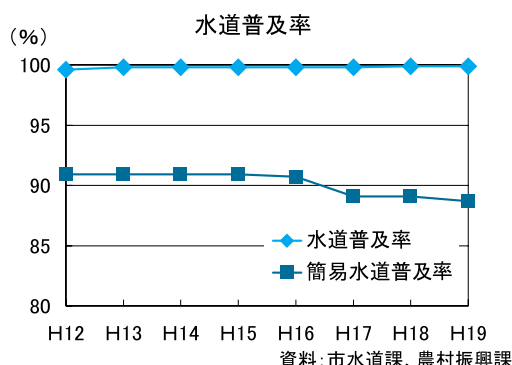
本市では、都市部を主な給水区域とする上水道と農村部を給水区域とする簡易水道に分けて管理運営を行っています。

上水道は、我が国有数の清流である札内川を水源として、昭和26年以来、4次にわたる拡張事業により普及率は99.9%に達し、良質な水道水を安定的に供給しています。また、簡易水道は、農村部のほぼ全域に供給しており、普及率は88.7%となっています。

今後も、安全で良質な水を安定的に供給するため、老朽施設の更新や耐震化など、災害に強い施設づくりをすすめるとともに、水道事業の健全経営を維持する必要があります。

また、地下水が地域共有の資源であることを踏まえ、地下水専用水道利用者の適正な水道料金のあり方について検討する必要があります。

さらに、これまで水道事業の運営を通して蓄積した技術の発信など、水道分野における国際協力をすすめることも大切です。



施策の目標

水道施設の維持・整備をすすめ、安全でおいしい水の安定供給をはかります。

主な施策の内容

(1) 安全で安心な水道水の供給

- 安全で安心な水道水を供給するため、水道水源における水質の保全や効率的な施設の維持管理などを行います。

- 老朽施設の改修や耐震化など、災害に強い施設づくりをすすめます。

(2) 利用者サービスの向上

- 安全で安心できる利用環境の確保など、利用者ニーズに沿った事業を展開します。
- イベントなどを通し、安全でおいしい水をPRします。
- 地下水専用水道利用者の水道料金のあり方について、調査・研究します。

(3) 水道事業の健全な経営

- 水道事業の健全経営のため、コストの削減や収入の確保などに取り組みます。
- 水道事業に関する技術や管理運営のノウハウを国内外に発信するなど、これまでの経験・技術を活かした国際協力をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
水道管路の近代化率	78.9%(H19)	89.7%
水道有収率	90.6%(H19)	90.6%

(市民実感度調査項目)

「おいしい水道水が、いつでも安心して利用できる」と思う市民の割合

施策4-2-3 下水道の整備

現状と課題

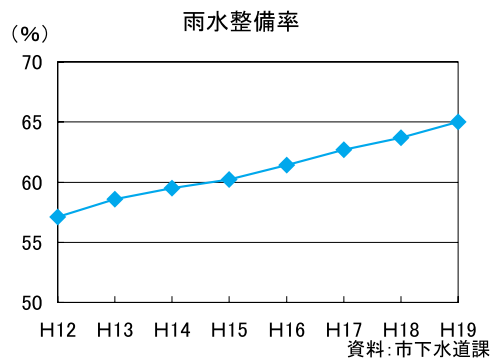
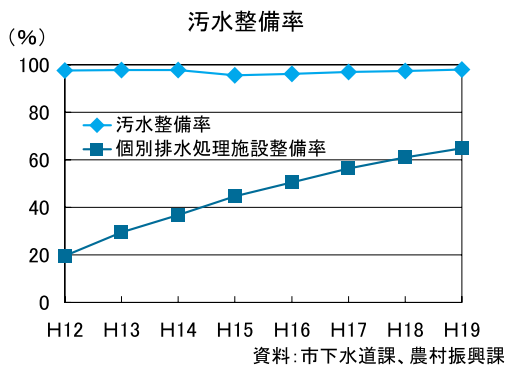
下水道は、快適な市民生活を支える都市基盤であり、排水処理や雨水処理などにより、衛生環境を維持し、浸水などから市民生活を守る重要な役割を果たしています。

本市は、昭和34年以来、下水道の普及促進をすすめ、汚水整備率は97.9%に達していますが、雨水整備率は65.0%になっています。また、農村部の個別排水処理施設*の整備率は、整備計画に対し64.8%となっています。

今後も、安全で快適な市民生活を維持するため、都市部の雨水管渠整備をすすめ、浸水地区の解消をはかるとともに、農村部の個別排水処理施設の整備をすすめる必要があります。

また、災害に強い施設づくりや環境負荷低減に向けた施設整備をすすめるとともに、下水道事業の健全経営を維持する必要があります。

さらに、これまで下水道事業の運営を通して蓄積した技術の発信など、下水道分野における国際協力をすすめることも大切です。



施策の目標

下水道施設の維持・整備をはかり、快適な生活環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 安全で快適な施設整備

- 下水道施設の改修・更新や雨水施設の整備などをすすめます。
- 下水道施設の耐震化など、災害に強い施設づくりをすすめます。

- 農村部の個別排水処理施設の整備をすすめます。

(2) 環境負荷の低減

- 環境負荷の低減をはかるため、河川放流

水の水質改善や下水汚泥の有効利用などに取り組みます。

(3) 下水道利用の普及促進

- 下水道利用の普及を促進します。
- 学習機会の提供を通して、下水道利用の意識啓発をはかります。

(4) 下水道事業の健全な経営

- 下水道事業の健全経営のため、コストの削減や収入の確保などに取り組みます。
- 下水道事業に関する技術や管理運営のノウハウを国内外に発信するなど、これまでの経験・技術を活かした国際協力をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
汚水整備率	97.9%(H19)	98.8%
雨水整備率	65.0%(H19)	71.3%
個別排水処理施設整備率	64.8%(H19)	100.0%

(市民実感度調査項目)

「生活廃水や雨水が適切に処理されている」と思う市民の割合

用語解説

個別排水処理施設

個々の住宅に設置し、住宅から出される汚水をきれいに処理する下水道処理設備。住宅が点在する農村地域において設置がすすんでいる。